

公益財団法人ユニオン造形文化財団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 13 号（以下「認定法第 5 条第 13 号」という。）及び公益財団法人ユニオン造形文化財団（以下「この法人」という。）の定款第 13 条（評議員に対する報酬等）及び第 29 条（役員の報酬等）の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 役員とは、定款第 23 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(報酬等の額の決定)

第 3 条 この法人の評議員には、定款第 13 条に定める総額の範囲内において、評議員会に出席した場合、または定款第 19 条、第 20 条に定める評議員会の決議若しくは報告の省略に係る手続きに参加した場合等は 1 人 1 回につき税引後 50,000 円を報酬等として支給することができる。

2 この法人の理事には、各年度の総額が 5,000,000 円の範囲内において、職務の執行として評議員会、理事会への出席をした場合、または定款 34 条、第 35 条に定める理事会の決議若しくは報告の省略に係る手続きに参加した場合等は 1 人 1 回当たり税引後 50,000 円を報酬等として支給することができる。

業務を執行する常務理事に対して、職務執行の対価として毎月 200,000 円(税込)の報酬を支払う。

3 この法人の監事には、各年度の報酬等の額が 1,000,000 円の範囲内において、職務の執行として評議員会、理事会への出席をした場合、または定款 34 条、第 35 条に定める理事会の決議若しくは報告の省略に係る手続きに参加した場合等は 1 人 1 回当たり税引後 50,000 円を報酬等として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員及び役員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2 その支給方法は、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人に直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

(公表)

第6条 この法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規定に従い、この規程を公表する。

(改正)

第7条 この規程の改正は評議員の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人ユニオン造形文化財団の令和3年度定時評議員会(令和3年6月10日)決議後から施行する。